

徳島県告示第四百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を株式会社トラストバンクに委託した。

令和二年六月十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

ふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の収納の事務